

# 宇都宮労働基準監督署管内 安全文化推進運動

## STOP! 労働災害 2023

～ 『安全文化』の再構築を目指して～

宇都宮労働基準監督署  
一般社団法人宇都宮労働基準協会

### 1 趣旨

宇都宮労働基準監督署管内では、安全文化の構築を目指して、平成26年度から「宇都宮労働基準監督署管内『安全文化』推進運動」を展開してきたところであるが、令和4年は死亡災害により4人の尊い生命が失われ、依然として死亡災害の発生が後を絶たない状況が続いている。

また、休業4日以上労働災害による死傷者数(以下「死傷者数」という。)は1,234人となり、対前年比では550人、80.4%の大幅増加となり、その結果、5年連続の増加となっている。この死傷者数の増加は新型コロナウイルス感染症による死傷者数の増加(令和3年は81人、令和4年は609人。)が大きな要因となっているが、新型コロナウイルス感染症によるものを除いても625件と、対前年比で22人、3.6%の増加かつ5年連続の増加となり、この死傷者数の水準は、平成の一桁年代まで遡る高い水準となっている。

令和4年の休業4日以上労働災害(以下「死傷災害」という。)について、新型コロナウイルス感染症によるものを除き、その発生状況をみると、滑り、つまずき等による「転倒災害」や、腰痛、ねん挫などの「動作の反動や無理な動作による災害」といった、いわゆる「行動災害」が全体の40%を占め、年齢別では50歳以上の高年齢労働者の被災者が49%を占める状況となっている。

こうした状況の中、今年度においては、全国的な労働災害防止の課題に対応するための施策として、行動災害防止の推進、高年齢労働者災害防止の推進、外国人労働者災害防止の推進、業種別労働災害防止の推進などを重点事項とする「第14次労働災害防止計画」(5か年計画)がスタートする。

このため、今年度の宇都宮労働基準監督署管内においては、管内の労働災害の現状及び「第14次労働災害防止計画」を踏まえ、「STOP! 労働災害 2023」を以下により展開することとする。

『安全文化』とは...

組織の安全の問題が、なにものにも勝る優先度を持ち、その重要度を組織及び個人がしっかりと認識し、しかも自然に取ることのできる行動様式の体系である。

## 2 目標等

- (1) 死亡労働災害の撲滅。
- (2) 休業4日以上死傷者数、及び新型コロナウイルス感染症による死傷者数を除いた死傷者数を令和4年と比較して減少を目指す。

全件数【1,234人以下】

新型コロナウイルス感染症を除く【625人以下】

- (3) 休業4日以上転倒災害を令和4年より減少させる 【162人以下】
- (4) 新型コロナウイルス感染症による休業4日以上死傷者数を令和4年より減少させる。 新型コロナウイルス感染症 【609人以下】

## 3 主な取組内容

- (1) 第14次労働災害防止計画の推進
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒、腰痛、捻挫等）の防止
- (3) 高年齢労働者による労働災害の防止
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者の労働災害防止対策の推進
- (5) 業種特有の労働災害の防止
  - 製造業：機械の挟まれ巻き込まれ災害
  - 建設業：建設三大災害
  - 運送業：荷役災害
  - 第三次産業：転倒災害
- (5) 職場内での新型コロナウイルス感染症拡大防止

## 4 実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

## 5 主唱者

宇都宮労働基準監督署

## 6 主催者

一般社団法人宇都宮労働基準協会

## 7 後援者（24団体 順不同）

建設業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮分会  
建設業労働災害防止協会栃木県支部烏山分会  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮分会  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮中央分会  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮東分会  
林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮分会  
林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部烏山分会  
林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部那珂川分会  
宇都宮労働基準監督署管内ゴルフ場労働災害防止協議会  
宇都宮地区プレス災害防止協議会  
宇都宮食料品製造業災害防止協議会

宇都宮地区ゼロ災運動研究会  
大谷石材安全協議会  
一般社団法人清原工業団地総合管理協会安全衛生委員会  
一般社団法人宇都宮工業団地総合管理協会安全衛生委員会  
瑞穂野工業団地協同組合  
宇都宮卸商業団地協同組合  
富士見台工業団地工場連絡協議会  
白沢工業団地協同組合  
喜連川工業団地工業会  
蒲須坂工業団地連絡協議会  
宇都宮電設会  
宇都宮地区 T H P 推進協議会  
宇都宮労働基準監督署管内商業労働災害防止協議会

## 8 実施者

宇都宮労働基準監督署管内の全事業場

## 9 主唱者・主催者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体等連絡会議の開催し、連携を図る。
- (2) 実施要綱の周知、広報、ホームページの活用（宇都宮労基署、宇都宮労基協会）
- (3) リスクの半減に向けたこれまでにない取組の実施
- (4) 「第14次労働災害防止計画」の推進
- (5) 転倒、動作の反動・無理な動作などの行動災害防止対策および高年齢労働者対策の推進に向けた周知啓発
  - ・ S T O P 転倒災害 in 栃木
  - ・ A ない声掛け運動プラス
  - ・ エイジフレンドリーガイドラインの普及促進 等々
- (6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る啓発
- (7) 「産業安全大会（6月）」・「労働衛生大会（9月）」の開催
- (8) 安全衛生セミナーの開催

## 9 後援者の実施事項

- (1) 会員事業場に対して「STOP! 労働災害」ポスターの案内及び活用の勧奨
- (2) 転倒、動作の反動・無理な動作など行動災害防止対策および高年齢労働者対策

の周知啓発のため、会員事業場に対して関連資料等の提供等

(3) リスクの半減に向けたこれまでにない取組の実施

(4) 安全衛生セミナーの案内周知および参加勧奨

(5) 会合を実施する際に、消毒・検温等の新型コロナウイルス感染症対策を図る。

## 10 事業場での実施事項

(1) 「STOP!労働災害」ポスターの掲示

本ポスターを目立つ箇所に掲示することにより、労働者一人ひとりの安全意識の維持向上や自主的安全衛生活動の活性化に資する。

本ポスターは、1日ごとに塗りつぶすことのできるものとなっているので、原則として以下により塗りつぶす。

【無災害の日...緑 不労災害が発生した日...黄 休業災害が発生した日...赤 等】

(2) 経営トップが安全衛生方針を表明

(3) (2)を反映させた安全衛生活動計画(年間計画)を作成し、計画的な安全衛生活動に取り組む

(4) 第14次労働災害防止計画を反映させた8つの重点対策の推進

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

a. 転倒災害防止に向けたハード・ソフト両面からの対策に取り組む

b. 安全衛生教育の実施(特に非正規労働者に対して)

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

エイジフレンドリーガイドラインの取り組み

多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進労働者の健康確保の推進

化学物質等による健康障害防止対策の推進

労働者の健康確保対策の推進

個人事業者に対する安全衛生対策の推進

(5) 転倒、動作の反動・無理な動作などの行動災害防止対策及び高齢労働者対策への取り組み

厚生労働省の委託事業による研修会への参加、ホームページで公開している動画サイト、栃木労働局などが作成したリーフレットなどを参考に、事業場として必要とする対策等に取り組む。

(6) リスクの半減に向けた、これまでにない(今までの活動にプラスの)活動の実施

### (7) 労働者参加型の活動の実施

( 労働者参加型の活動とは、労働者一人ひとりが参加し、考え、感受性を高められる活動で、次のような活動をいう。

- ・ ヒヤリ・ハット報告活動
- ・ 危険予知訓練及び危険予知活動
- ・ リスクアセスメント
- ・ 改善提案制度
- ・ 4 S ・ 5 S 活動
- ・ 危険体感教育の導入
- ・ 安全衛生パトロール 等 )

### (8) Aない声掛け運動の展開

( Aない声掛け運動とは、労働災害に結び付く「あわてる」「あせる」「あなどる」の「あぶない行動」を「しない・させない」ために、同じ場所で働くみんなが互いに声を掛け合いながら、不安全行動の抑止と安全な作業行動の定着に取り組む活動です。)

### (9) 安全衛生セミナー等への参加

### (10) 「S E F E コンソーシアム」の表彰制度等の活用・取組及び参加

### (11) 新型コロナウイルス感染症の事業場内拡大防止の防止

R5.4